

## 「ASNITE 校正事業者認定の一般要求事項(CARP21)」の改正要旨

平成 25 年 6 月 3 日

NITE 認定センター計量認定課

### 1. 改正理由

今回の改正は、2010年11月に制定され、2013年1月に改正された「校正の不確かさに関するILAC方針 (ILAC-P14:ILAC Policy for Uncertainty in Calibration)」の要求事項うち、校正証明書における測定の不確かさの表記方法(拡張不確かさの有効数字及び校正結果の数値の丸め方)について要求事項を追加するとともに、ISO/IEC 17025 5.10.4.4に基づく校正証明書への校正周期の推奨の記載などについて改正を行う。

なお、ILAC-P14の要求事項のうち、最高測定能力(CMC)の表記に関するものについては、「ASNITE登録申請書類作成のための手引き(JCRP22S01)」の改正を行い対応することとする。この中で、CMCの有効数字は校正証明書における測定の不確かさの表記方法に合わせて2桁とすることを明記する。

### 2. 主な改正内容

- ① 3. 関係法令及び引用文献に(13)として、「校正方法と不確かさに関する表現(JCG200)」を追加する。
- ② 4. 用語の備考4を削除。
- ③ 5. 4. 3 (2)として、校正証明書に記載する拡張不確かさは多くとも2桁の有効数字とすることを追加する。
- ④ 5. 4. 3 (3)として、校正証明書に記載する校正等の結果は校正等の結果に付される拡張不確かさの最小有効数字の桁に丸めることを追加する。また、備考として、数値の丸め方は「校正方法と不確かさに関する表現(JCG200)」によることを追加する。
- ⑤ 5. 4. 3 (10)として、顧客との合意がある場合は、校正周期に関する推奨事項を記載することができることを規定しているが、「校正証明書又は校正ラベル」を追加し、記載できる証明書等を明確にした。あわせて、備考に校正周期に関する記載例並びに校正周期の技術的妥当性の確認は対象外であることを追加した。
- ⑥ 付属書2-1 校正証明書の様式令に推奨する校正周期の記載文例を追加する。
- ⑦ その他字句の訂正等

以上